

令和元年台風19号被災地ボランティア活動助成金申請書・報告書

令和元年 月 日

(宛先)

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会

会 長 富田 英雄

申請者 住 所.....

氏 名.....印

電話番号.....

(団体にあつては代表者を記載)

令和元年台風19号に係る被災地を支援するボランティア活動を行ったので、令和元年台風19号に係る被災地ボランティア活動支援要綱第4条の規定に基づき、活動内容を報告のうえ助成金の交付を申請します。

助成金の申請

助成金申請額	ボランティア活動保険料円
	交通費等の一部円
	合 計円

活動内容

活 動 形 態	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体 (4人以内) <input type="checkbox"/> 団体 (5人以上)
保険加入窓口 種類・加入者数	<input type="checkbox"/> 本会 (加入日年 月 日)..... <input type="checkbox"/> 他社協 <input type="checkbox"/> ボランティア活動保険基本タイプBプラン 加入者.....人 <input type="checkbox"/> その他 (.....) 加入者.....人 *加入者は被災地で活動された人数を記載してください。
主な交通手段	<input type="checkbox"/> 車 両 <input type="checkbox"/> その他 (.....)
活 動 地 域
活 動 期 間	令和元年 月 日 () ~ 令和元年 月 日 ()
活 動 内 容 *団体にあつては被災地で活動された方の名簿を提出してください。 *災害ボランティアセンターが発行する活動証明書を添付してください。

注 該当箇所をレで示し、必要事項を記入してください。

裏面の注意事項をご覧ください。

注 意 事 項

<助成金申請関係>

- ・助成を受けられるのは、令和元年台風19号に係る被災地（以下「被災地」という。）に赴き、災害ボランティアセンターを通じてボランティア活動を行った、次のいずれかに該当する人または団体です。
 - (1) 鎌倉市民
 - (2) 市内に在勤し又は在学する者
 - (3) 鎌倉市市民活動センター利用登録団体の会員
- ・助成金（ボランティア活動保険の保険料・交通費等の一部）は、1回に限り交付します。
- ・ボランティア活動保険基本タイプBプランを推奨します。より安価なプランに加入した場合はその額を、高いプランに加入した場合は、推奨プランの額 (510円) を助成します。

本会以外の社協で加入した場合は、助成金申請時にボランティア活動保険加入証（申込み時の加入者控）の添付が必要です。
- ・被災地までの交通費、支援準備金その他必要経費の一部として、交通手段を問わず、次とおりに助成します。
 - ア) 神奈川県および東京都・静岡県でのボランティア活動は助成しません。
 - イ) 上記以外の関東圏域（千葉県・埼玉県・栃木県・茨城県・群馬県・山梨県）での活動は1人につき3,000円。ただし、5人以上で構成された団体が、被災地まで主に車両を運行してボランティア活動を行った場合は1団体につき12,000円。
 - ウ) 上記ア）およびイ）以外でのボランティア活動は1人につき5,000円。

ただし、5人以上で構成された団体が、被災地まで主に車両を運行してボランティア活動を行った場合は1団体につき20,000円。
- ・公共団体等が実施する活動への参加で、当該公共団体等が上記助成金に該当する費用を負担する場合は、助成金の交付は行わないものとします。
- ・助成金申請書・報告書には、被災地の災害ボランティアセンターが発行する「ボランティア活動証明書」の原本又は写しを添付してください。

災害ボランティアセンター側の事情で、「ボランティア活動証明書」が発行されなかったときは、報告書の活動内容欄にその経緯を記載してください。
- ・助成金申請書・報告書は、活動終了後10日以内に、鎌倉市社会福祉協議会（鎌倉市福祉センター 平日・8時30分～17時15分 昼休みを除く）に直接お持ちいただくか、郵送で提出してください。
- ・助成金は、申請があった月の翌月15日以降、鎌倉市社会福祉協議会（鎌倉市福祉センター 平日・8時30分～17時15分 昼休みを除く）でお渡しします。提出された助成金申請書・報告書などに不備があった場合は、お支払いできない場合があります。電話で確認させていただく場合がありますので、必ず連絡先を記入し、助成金受領まで助成金申請書・報告書の写しを保管しておいてください。